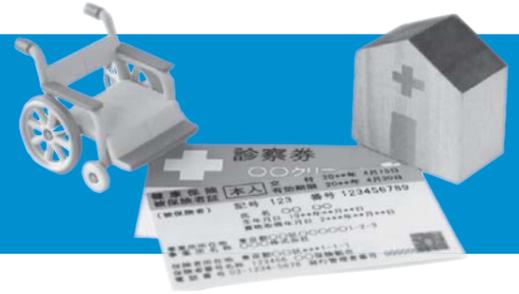


令和4年度 3つの改定ポイント

国民健康保険は医療費の負担を軽くするため加入者がお金を出し合い、医療費に充てる相互扶助を目的とした制度です。将来にわたり、安心して国民健康保険を利用できるように改定するものです。ご理解とご協力をお願いします。



POINT 01 保険料の改定



区分	基礎賦課 (医療給付費) 分	後期高齢者 支援金等分	介護納付金分 (40～64歳)
所得割	賦課対象所得額×料率	料率 6.8%	料率 2.2%
資産割	固定資産税額	廃止	
均等割	被保険者1人あたりの額	24,000円	11,000円
平等割	1世帯あたりの額	29,000円	19,000円

- ▶ 固定資産税額を基準に賦課される資産割を**廃止**
- ▶ 介護納付金分 (40～64歳の介護保険第2号被保険者に賦課する保険料) の見直し
所得割を1.8%から**2.4%**に、均等割を14,000円から**19,000円**に改定

POINT 02 未就学児の均等割を軽減



世帯	軽減割合		基礎賦課 (医療給付費) 分		後期高齢者支援金等分	
	現行	軽減なし	24,000円		11,000円	
軽減なし	現行	軽減なし	24,000円		11,000円	
	改正後	5割軽減	12,000円	24,000円×0.5	5,500円	11,000円×0.5
2割軽減	現行	2割軽減	19,200円	24,000円×0.8	8,800円	11,000円×0.8
	改正後	6割軽減	9,600円	19,200円×0.5	4,400円	8,800円×0.5
5割軽減	現行	5割軽減	12,000円	24,000円×0.5	5,500円	11,000円×0.5
	改正後	7.5割軽減	6,000円	12,000円×0.5	2,750円	5,500円×0.5
7割軽減	現行	7割軽減	7,200円	24,000円×0.3	3,300円	11,000円×0.3
	改正後	8.5割軽減	3,600円	7,200円×0.5	1,650円	3,300円×0.5

- ▶ 未就学児の均等割額を**5割軽減** (申請不要)
- ▶ 一定所得以下の世帯における均等割額の軽減が適用される未就学児の均等割額
>>> 当該軽減後の均等割額をさらに5割軽減

POINT 03 賦課限度額を改定



限度額区分	現行	改定
基礎賦課 (医療給付費) 限度額	63万円	65万円
後期高齢者支援金等賦課限度額	19万円	20万円
介護納付金賦課限度額 (改正なし)	17万円	17万円
限度額合計	99万円	102万円

変わる 国民健康保険料

☎ 保険年金室 ☎ (24) 8955

みなさんの納める保険料は、医療費にあてられる大切な財源になります。必ず納期内に納めましょう。

▼基礎賦課 (医療給付費) 分
▼後期高齢者支援金等分
▼介護納付金分
40～64歳までの加入者の介護保険分

* 所得割：加入者の所得に応じて計算
(県が算出した標準保険料率を参考に市が決めた料率を所得にかける)
* 均等割：加入者人数に応じて計算
* 平等割：一世帯ごとに計算

「保険料の決まり方」
国民健康保険料は、「基礎賦課 (医療給付費) 分」、「後期高齢者支援金等分」、「介護納付金分」の3つで構成され、それぞれの「所得割」、「均等割」、「平等割」を算出し、これらを合わせて一世帯あたりの保険料が決まります。

国民健康保険は、自営業者など他の医療保険制度 (職場の健康保険や後期高齢者医療制度) に加入していない人を対象とした医療保険制度です。
保険料は、世帯内の加入者の所得や、加入者数で決まります。所得に対する料率などは市区町村ごとに異なります。

